

地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇（3） —  
輪島で今何が起きているのか？（14） —

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-31 キーワード: 作成者: 大友 信秀, OTOMO Nobuhide メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/0002002302">https://doi.org/10.24517/0002002302</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NoDerivatives 3.0 International License.



## 地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇(3) — 輪島で今何が起きているのか？(14) —

The Dark Side of the Wajima Local Market revealed by the Regional Collective Trademark (3)  
- Wajima, a Pandemonium District (14) -

大友 信 秀

### 11. 輪島市朝市組合代表を名乗る者らによる矛盾した行為

#### (1) NPO輪島朝市に対する名称使用禁止等の仮処分申し立て

##### ①申立てに関する報道

「1月の能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県輪島市河井町の朝市通りで開かれていた露店の店主らでつくる輪島市朝市組合は、NPO法人「輪島朝市」に対し「輪島朝市」と「わじまるしえ」の商号などの使用禁止を求める仮処分を金沢地裁に申し立てました。NPO法人「輪島朝市」は2021年に元組合長らにより設立されています。朝市組合は、NPO法人「輪島朝市」が「輪島朝市」や「わじまるしえ」と冠した催しを開いていることや「輪島朝市復興基金」と称し、現金や物資の支援を呼びかけていて輪島朝市の知名度を利用して不正に利益を得ようとしていると主張しています。<sup>1)</sup>

令和6年7月5日(金)に、金沢地方裁判所に対して、特定非営利活動法人輪島朝市<sup>2)</sup>に対する不正競争行為差止仮処分命令申立書が提出されたとの報道がなされた。同申立てについては、7日(日)午後2時過ぎに突然、北國新聞という地元新聞社の記者に個人的に教えていた電話番号に連絡が入り、

---

1 <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/mro/1281233?display=1> (令和6年7月8日掲載)。

2 特定非営利法人輪島朝市の代表理事は、輪島市朝市組合前組合長である小林政則氏が設立時から務めているが、設立後、法人運営への協力を求められ、現在、筆者も共同で代表理事を務めている。

「申立を知っているか、コメントはないか。」と言われたため、「まだ何の連絡もないためコメントはできないし、このような電話に対して何らかの発言をして記事に使用されることは了解しない。」と伝えた<sup>3</sup>。この間のやりとりは2分に過ぎない。これにもかかわらず、北國新聞は、7月8日(月)の記事に、「訴状が届いていないためコメントできない」との記事を掲載した。また、北國新聞系列の地上波テレビ局であるテレビ金沢は、申立人らの記者会見のみを一方的に放送した<sup>4</sup>。特定非営利活動法人という私人に対する申立てについて、一方的な報道を行うことについて、公共の電波を利用する者の自覚が問われるであろう。

## ②申立書

上記申立ては、不正競争防止法2条1項1号、同2号、同19号が定める不正競争行為を理由としている。申立には、法的な問題がいくつか存在する内容となっているため、以下、全文を紹介し、各問題について論じる。

(以下、不正競争行為差止仮処分命令申立書)を頁ごとに掲載。全24頁)

---

3 特定非営利活動法人輪島朝市が申立書を受け取ることができたのは、7月25日であった。この間、一方的に申立人による主張を伝えるマスコミ報道が流され続けた。

4 <https://news.ntv.co.jp/n/ktk/category/society/kt740753cc99c44c1eb1105048bc37d0c5>, <https://www.youtube.com/watch?v=-fd7BeN5miU>.



## 不正競争行為差止仮処分命令申立書

令和6年7月5日

金沢地方裁判所民事部 御中

債権者代理人

弁護士(主任)

柴 田 木



弁護士

市 毛 由 美 子

代

弁護士

曾 田 駿



代

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

仮処分により保全すべき権利

申立ての趣旨1から6につき、差止請求権

**申立ての趣旨**

- 1 債務者は、「特定非営利活動法人輪島朝市」の商号を使用してはならない
  - 2 債務者は、金沢地方務局令和3年10月7日にされた債務者の設立登記中、「特定非営利活動法人輪島朝市」の商号の抹消登記手続をせよ
  - 3 債務者は、その営業上の施設又は活動において、「輪島朝市」及び「わじまるしえ」との表示並びに別紙債務者標章目録記載1及び2の標章を使用してはならない
  - 4 債務者は、表札、看板、印章、印刷物、別紙URL目録記載1から8のURLにおいて開設するウェブサイト、同9のX、同10のInstagram、同11のFacebook、広告宣伝物、その他の営業表示物件から「輪島朝市」及び「わじまるしえ」の表示を抹消せよ
  - 5 債務者は、別紙ドメイン名目録記載1のドメイン名を使用してはならない
  - 6 債務者は、別紙ドメイン名目録記載1のドメイン名の抹消登録手続をせよ
- との裁判を求める。

## 目次

第1 被保全権利	4
1 当事者	4
2 輪島朝市について	5
3 著名表示冒用行為(不正競争防止法2条1項2号)	7
(1) 債権者の商品等表示	7
(2) 債権者表示の著名性	8
(3) 債務者表示の使用	11
(4) 債権者表示と債務者表示の同一性又は類似性	12
4 周知表示混同惹起行為(不正競争防止法2条1項1号)	13
(1) 債権者表示の周知性	13
(2) 債権者表示と債務者表示の同一性又は類似性	13
(3) 混同を生ずるおそれ	13
5 ドメイン名不正取得等行為(不正競争防止法2条1項19号)	14
(1) 債権者の特定商品等表示	15
(2) 債務者のドメイン名	15
(3) 債権者の特定商品等表示と本件ドメイン名の類似性	15
(4) 不正の利益を得る目的	15
6 差止請求権(不正競争防止法3条)	15
7 普通名称・慣用表示(不正競争防止法19条1項1号)に当たらないこと	16
第2 保全の必要性	17
第3 債権者に関する補足	17
1 債権者の当事者適格	17
2 組合長選任手続の適法性	18

## 申立ての理由

### 第1 被保全権利

#### 1 当事者

##### (1) 債権者

債権者は、昭和33年(1958年)2月25日に設立された組合であり、令和6年(2024年)1月1日の能登半島地震(以下「能登震災」という。)で被災するまでは、輪島市内を貫く市道本町一号線の本町商店街にかかる360メートル(通称:朝市通り)において、「輪島朝市」と称する朝市を開催していた。申立日現在、約190名の組合員が債権者に加入している。

なお、債権者の当事者適格及び債権者の現組合長である冨水長毅氏(以下「冨水」という。)の選任手続の適法性については、後記第3において述べる。

##### (2) 債務者

債務者は、債権者の前組合長・訴外小林政則(以下「小林」という。)が理事長、債権者の前理事・訴外中浦政克(以下「中浦」という。)が専務理事となって、令和3年(2021年)10月7日に設立された特定非営利活動法人(NPO法人)であり、「輪島朝市における経済活動の活性化とまちづくり及び地域づくりの推進に関する事業を行い、もって新しい良質な住民サービスの提供や生活環境の向上を図り、潤いと喜びを持って生活できるまちづくりと豊かで活力ある地域社会づくりに寄与することを目的」として、「(1) 輪島朝市文化の保全継承発展に関する事業の企画、運営、管理事業」、「(2) 輪島朝市及び輪島市における経済活動の活性化に関する事業の企画、運営、管理事業」、「(3) 輪島市のまちづくり、地域づくりに関する事業の企画、運営、管理事業」といった特

定非営利活動に係る事業を行っている(甲1)。

なお、債務者設立の中心となった小林及び中消は、令和5年(2023年)5月に債権者を除名されている。

## 2 輪島朝市について

### (1) 輪島朝市の歴史

「輪島朝市」は、奈良時代に鳳至比古神社の祭礼日に開催された市を起源とする日本最古の市の一つに数えられ、1400年以上の歴史をもつ。現在は、千葉県勝浦市の「勝浦朝市」、岐阜県高山市の「宮川朝市」と並ぶ日本三大朝市の一つとされている(甲2)。

鎌倉時代以降、輪島では、四と九のつく日に定期市「六斎市」が開かれるようになり、江戸時代中期以降は四の日は河井本町通り(現在の朝市通り)、九の日は鳳至町の住吉神社の鳥居前で行われるようになった。

明治時代には、朝市撤去の県令が発せられたが、周辺住民の反対運動により撤回され、また第二次世界大戦後に闇市化された際にも地主の名士がこれを健全化させるなど、輪島朝市は輪島市民により守られてきた。

昭和33年(1958年)に債権者が設立されて以降は、「輪島朝市」とは、債権者が主催する市を指すようになった。

昭和38年(1963年)に自家用車の増加を理由に道路使用許可が取り消されたこともあったが、輪島市民による嘆願によって、昭和45年(1970年)9月から、毎日午前8時から正午まで、市道本町一号線の本町商店街にかかる360メートルの使用が許可されて今日に至る(甲3)。

### (2) 輪島朝市の開催状況等

前記(1)のような長い歴史を通して、また周辺住民の不断の支持によって、「輪島朝市」は本町商店街前道路において毎日午前中



### (3) 朝市通りの道路使用許可及び占用許可について

朝市通りにおいて輪島朝市に露店を出店するにあたっては、朝市通りの道路使用許可と占用許可が必要とされる。

債権者は、石川県警輪島警察署に対して、各組合員のために道路使用許可申請手続きを一括して行い、同署から許可を取り付ける。同署は、朝市通りについて債権者以外の者から使用許可申請があっても事実上これを受け付けないという運用を行っている。

また、債権者は、輪島市に対して、「朝市通り」の道路占用許可申請手続きを行い、朝市通り全体の占用許可を受ける。その後、債権者は、各組合員に区画を割り当てて露店の設置を許可している。

これらの運用は、住民の嘆願により市街地内の通年の道路使用が輪島朝市に対して例外的に認められたという経緯による。また、鮮魚を含む食品を扱う市の性質上、衛生や安全について債権者が各組合員に指導監督する立場にあることも重視された措置である。

以上の理由から、債権者（に加入する組合員）しか、朝市通りにおいて、露店を出店し、「輪島朝市」を開催することができない状況にあった。

## 3 著名表示冒用行為（不正競争防止法2条1項2号）

### (1) 債権者の商品等表示

前記2のとおり、昭和33年（1958年）以降、債権者は、自ら主催者となって、朝市通りにおいて、「輪島朝市」と称する朝市を開催するようになり、能登震災前は、毎朝午前8時から午前12時まで、債権者の各組合員において、朝市通り沿いに、200以上の露店を出店し、草花・農産物、工芸・民芸品、加工水産物、鮮魚・干物、一般食品等を販売していた。

したがって、「輪島朝市」は、債権者の業務に係る標章又は営業を表示するものといえ、「他人」たる債権者の「商品等表示」に該

当する（以下「債権者表示」という。）。

## （２）債権者表示の著名性

### ア 著名性の獲得

債権者表示は、以下のとおり、全国的に知られた、石川県を代表する観光名所を指すものとして、（能登震災前から）著名であることは明らかである。

仮に、能登震災前において著名とはいえなかったとしても、以下のとおり、能登震災による輪島朝市の被災状況が全国的に報道されたことにより、広く一般国民にも知られるようになったのであって、現時点において、著名になったことは明らかである。

### イ 能登震災前

#### （ア）日本三大朝市

前記２（１）のとおり、「輪島朝市」は、千葉県勝浦市の「勝浦朝市」、岐阜県高山市の「宮川朝市」と並ぶ日本三大朝市の一つに位置付けられている（甲２）。

#### （イ）開催状況

輪島朝市は、昭和３３年（１９５８年）から約６０年間にわたり、毎朝（毎月第２・第４水曜日、元旦・１月２日・１月３日の定休日を除く。）、開催されており、その開催状況や繁閑状況は地元誌、地元ニュース等で、度々、報道されてきた（甲７の７）。

#### （ウ）観光客数

輪島朝市の観光客数は、新型コロナウイルスの影響もあり、年々減少傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染拡大前は、

平成27年(2015年):年間80万4800人、平成28年(2016年):年間69万2900人、平成29年(2017年):年間63万4500人、平成30年(2018年):年間56万7000人、平成31年(2019年):年間52万3400人と非常に数多くの観光客が輪島朝市を訪れていた(甲8)。

#### (エ) 旅行ガイドブック等の記載

『まっふる北陸金沢』、『るるぶ石川 能登輪島金沢加賀温泉郷'21』といった国内旅行ガイドブック、『旅の手帖2021年2月号』、『Bikejin/倍俱人2021年9月号』といった全国雑誌、『じゃらんニュース』といった旅行ガイドサイト等には、債権者を問合せ先とした上で、必見の観光名所として輪島朝市が紹介されていた(甲9の1乃至5)。

#### (オ) 雑誌・ラジオ・テレビ等における紹介

債権者は、全国の雑誌編集者、ラジオ放送局、テレビ局(NHK、フジテレビ、TBS、日本テレビ、テレビ朝日等)等から多数の取材・ロケ依頼を受け、当該取材に応じてきたものであり、輪島朝市の様子・状況等は、全国雑誌に掲載されたほか、ニュース番組・バラエティー番組等で全国的に報道・紹介されてきた(甲10の1乃至14)。

#### (カ) 全国各地への配送状況

輪島朝市に出店する各露店は、お土産等の全国各地への配送を受け付けていたところ、甲11号証の配送伝票記載の住所に鑑みれば、日本全国から満遍なく観光客が輪島朝市に訪問していたことが読み取れる。

#### ウ 能登震災後

### (ア) 能登震災に係るニュース報道

前記2(1)のとおり、能登震災の影響で、朝市通りは大規模な火災に見舞われ、朝市通り沿いの店舗や露店等はほぼ消失するに至り、その見るも無残な被災状況は、全国ニュースとして報道された(甲12の1乃至2)。

また、令和6年(2024年)3月22日には、大皇皇后陛下が輪島朝市跡を訪問し、同被災現場において黙祷を行っている姿が全国的に報道された(甲13)。

### (イ) 出張輪島朝市の開催

前記第1の2(2)のとおり、債権者は、能登震災後は、石川県内外で「出張輪島朝市」を開催している。

令和6年(2024年)1月25日に、金沢市内で出張輪島朝市が開催される計画が地元紙で報じられた後(甲14)、出張輪島朝市の開催準備の状況が全国ニュースでも報じられるようになり(甲15)、現在は、出張輪島朝市は能登震災からの復興を象徴する出来事として全国の報道機関に取り上げられている(甲16)。全国各地の商店街、町内会、商業施設などから出張輪島朝市の誘致が債権者に寄せられており、輪島朝市の主催団体としての債権者の存在は全国に広く知られている。

また、このような債権者の活動を通して、債権者の存在は輪島市民にとって震災からの復興のシンボルとして位置付けられるようになった(甲17)。

## エ 小括

以上のとおり、輪島朝市の位置づけ(日本三大朝市の一つ)、開催状況、新型コロナウイルス感染拡大前の観光客数、雑誌・ラジオ・テレビ等での紹介、日本全国からの訪問状況、能登震災後

のニュース報道、出張輪島朝市の開催等の事情に鑑みれば、「輪島朝市」という債権者表示は、地元観光客はもとより、日本全国の観光客の間で、全国的に著名であることは明らかである。

そして、能登震災により、より一層、著名性を獲得するに至ったものである。

### (3) 債務者表示の使用

債務者は、自己の標章又は営業表示として、債権者表示である「輪島朝市」を、次のとおり使用している（以下、債務者による「輪島朝市」等の表示を「債務者表示」という。）。

#### ア 商号使用・設立登記申請

債務者は、「特定非営利活動法人輪島朝市」との商号で法人を設立し、金沢地方法務局に対し、同法人の設立登記の申請を行った。そして、令和3年(2021年)10月7日、同局によって、上記登記がなされた(甲1)。

#### イ 「輪島朝市」の表示及び標章の使用

##### (ア) ウェブサイト及びSNSにおける表示

債務者は、別紙URL目録記載1から8のURLにおいて開設するウェブサイト(甲18の1乃至8)、同9の「X(旧Twitter)」、(甲19の1乃至4)、同10の「Instagram」、(甲20の1乃至8)、同11のFacebook(甲21の1乃至5)等において、「輪島朝市」等の表示をしている。

##### (イ) 標章の使用

債務者は、前記(ア)のウェブサイト、X(旧Twitter)、Instagram、Facebook等において、

別紙債務者標章目録記載1及び2の標章を使用している（甲19の1、20の1、21の1）。

**（ウ）「輪島朝市」・「わじまるしえ」等と称した市の開催**

債務者は、朝市通り付近において、「輪島朝市」・「わじまるしえ」・「輪島朝市わじまるしえ」と称して、工芸・民芸品、加工水産物、鮮魚・干物、一般食品等を販売する市を開催している（甲18の1、20の2乃至8、21の5）。

**（エ）「輪島朝市復興基金」と称する基金等の設置**

債務者は、輪島朝市の復興を謳って、「輪島朝市復興基金」と称する基金を設置したり（甲18の5、19の4）、【能登半島地震】輪島朝市を復活させたい！と題するクラウドファンディングを行ったりして、復興資金を募っている（甲19の2、21の4、22）。

**（4）債権者表示と債務者表示の同一性又は類似性**

ア 債権者表示と、別紙債務者標章目録記載2の標章（前記（イ））、及び「わじまるしえ」（前記（ウ））を除く債務者表示が同一であることは明らかである。

イ また、類似性については、取引の実情のもとにおいて、取引者又は需要者が、両表示の外観、称呼又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあるか否かを基準に判断されるところ（甲23の2）、債務者表示のうち、別紙債務者標章目録記載2の標章、「わじまるしえ」については、輪島の「市場」・「朝市」（「マルシェ」とは、フランス語で「市場」を意味するところ、日本では、朝市に対して「マルシェ」という名称を付すことも多い。）を連想させるものであり、取引者又は需要者が、債権者表示と類似のものと受け取るおそれ

は極めて高い。

#### 4 周知表示混同惹起行為（不正競争防止法2条1項1号）

##### （1）債権者表示の周知性

「需要者の間で広く認識されている」（周知性）の有無は、商品・役務の性質・種類、取引形態、需要者層、宣伝活動、表示の内容等の諸般の事情から総合的に判断されるところ（甲23の3）、前記3（2）のとおり、「輪島朝市」との債権者表示は、地元観光客はもとより、日本全国の観光客の間で、全国的に周知されていることは明らかである。

##### （2）債権者表示と債務者表示の同一性又は類似性

前記3（4）のとおり、債務者が、債権者表示と同・又は類似した債務者表示を使用していることは明らかである。

##### （3）混同を生ずるおそれ

ア 混同のおそれについては、表示の使用方法、態様等の諸般の事情をもとに、一般人を基準として判断される（甲23の4）。

イ 債務者は、能登震災前は、市を開催していたものではなかったが（甲24の1乃至3）、能登震災により、朝市通りで輪島朝市を開催できなくなったことや、債権者の組合員が輪島市内から避難したことを良いことに、輪島朝市を冠した復興基金の募金を開始し、さらに朝市通り付近において、債権者表示と同一又は類似名称で、輪島朝市で販売されていた物品と同種類の物品を販売する市を開催し始めた（甲18の1、20の2乃至8、21の5）。債務者表示が、債権者表示と同一又は類似している上、債務者が債権者の元組合長、元理事等から構成されることからすれば、観光客をはじめとする需要者が、債権者と債務者は同一の営業主体

である（債権者が開催する市と債務者が開催する市は同一の出所を有している、債務者設置の「輪島朝市復興基金」は、債権者が復興資金を募るものである等）との誤信を抱きかねず、債権者表示と混同を生ずるおそれがあることは明らかである。

ウ 実際、初の出張輪島朝市の開催を翌日に控えた令和6年（2024年）3月22日に債権者の組合員のもとに知人から応援と義援金を振り込んだというメッセージが届いたが、そこに示された振込先は、債務者の口座であった（甲25）。なお、当該組合員は、直ちに、その口座が債権者のものではないことを伝え、正しい送金先の情報を送ったが、一度送付した義援金の取り戻しを要求することは困難であったようである。

エ また、同年4月28日に、輪島市内のKABULET（カブーレ）前通りで行われたイベントに、当初「NPO法人輪島朝市」の名称で債務者が出店する予定であった。

このため、債権者が、同イベントの主催施設に連絡をしたところ、主催者は石川県の南加賀の事業者であり、債務者が債権者とは別の団体であることを知らずに出店を認めたとのことであった。債権者から説明を受けた当該主催施設は、債務者への出店依頼を取り消すに至った（甲26）。

なお、同年5月4日に石川県の羽咋市で行われたイベントでも、債権者を招いたと報じられたが（甲27）、債権者には当該イベントの出店要請は行われていない。

オ 以上のように、債務者表示は、債権者表示との混同のおそれにとどまらず、既に著しい実害を伴う混同を生じさせている。

## 5 ドメイン名不正取得等行為（不正競争防止法2条1項19号）

#### (1) 債権者の特定商品等表示

前記3(1)のとおり、「輪島朝市」は、債権者の業務に係る標章及び役務を表示するものであるから、債権者の「特定商品等表示」に該当する。

#### (2) 債務者のドメイン名

債務者は、別紙ドメイン名目録記載1のドメイン名(以下「本件ドメイン名」という。)を取得、保有及び使用している(甲18の1乃至8)。

#### (3) 債権者の特定商品等表示と本件ドメイン名の類似性

本件ドメイン名の要部は、「wajima-asaichi」であるところ、当該部分が、呼称において、債権者の特定商品等表示と類似することは明らかである。

#### (4) 不正の利益を得る目的

「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗、信義則に反する形で自己又は他人の利益を不当に図る目的を指す(甲23の5)。

債務者は、周知又は著名な「輪島朝市」との債権者の特定商品等表示と類似のドメイン名を取得、保有及び使用して、「輪島朝市」と同名称の市や「わじまるしえ」と称する独自の市の開催を宣伝したり(甲18の1、20の2乃至8、21の5)、「輪島朝市復興基金」と称する基金を設置して、復興資金を募ったり(甲18の5、19の4)、寝具、清掃用具、テント等の物資の支援を募ったりしており(甲18の6)、債権者の高度な知名度・顧客吸引力を不正に利用して利益を得ようとしていることは明らかである。

したがって、債務者には「不正の利益を得る目的」が認められる。

### 6 差止請求権(不正競争防止法3条)

前記3から5のとおり、債務者が不正競争行為（不正競争防止法2条1項1号、2号、19号）を行っていることは明らかである。

そして、当該不正競争行為により、債権者の営業上の利益（経済的利益のほか、信用力・ブランド力等の事実上の利益）は、著しく侵害されている。

よって、債権者は、不正競争防止法3条1項及び2項に基づき、債務者に対し、差止請求権を有している。

## 7 普通名称・慣用表示（不正競争防止法19条1項1号）に当たらないこと

(1) 債務者は、輪島市内で実施される朝市全般を指して、「輪島朝市」と言うとして、普通名称又は慣用表示（不正競争防止法19条1項1号）に該当することを理由に、著名表示冒用行為（前記3）及び混同惹起行為（前記4）は適用除外となる旨主張することが想定される。

(2) この点、「普通名称」とは、商品又は営業の一般的な名称として使用されているものをいい（例：弁当、酒、醤油等）、単に性状、品質、機能等を説明的に表現するものや、原産地を表示するものが普通名称に該当するものとされる。また、「慣用表示」とは、「商品の普通名称」にはなっていないが、取引者間において一般に慣習上自由に使用されている表示一般をいう（例：「幕の内」、床屋の渦巻看板等）（以上、甲23の6）。

(3) しかしながら、債権者が主催する輪島朝市のほかに、輪島市に至る場所で朝市が開催されていた事実はないから、「輪島朝市」が営業の一般的な名称又は取引者間において一般に慣習上自由に使用されている表示一般ということには無理がある。

したがって、「輪島朝市」は、普通名称又は慣用表示（不正競争防止法19条1項1号）に該当しない。

なお、債務者は、「輪島朝市」との商標につき商標登録出願をしているところ(甲28)、普通名称又は慣用商標については、登録拒否事由(商標法3条1項1号・2号)とされているから、債務者が上記主張をすることは、矛盾挙動というほかないことを付言する。

## 第2 保全の必要性

- 1 債権者は、前記第1の6記載の差止請求権を実現するため、不正競争行為差止請求等訴訟を御庁に提起すべく準備中である。
- 2 しかしながら、債務者の代表権を有する申立外大友信秀と債権者らとの損害賠償請求訴訟(御庁令和5年(ワ)第47号・以下「別件訴訟」という。)の経緯を鑑みれば、債務者が、債権者の代表権限自体を争うなどして、上記訴訟は相当長期化することが想定されるところ、債務者によって、「輪島朝市」の商号使用、「輪島朝市」と称する朝市の開催、「輪島朝市復興基金」の設置、「【能登半島地震】輪島朝市を復活させたい!」と題するクラウドファンディングの実施等の行為が継続されれば、観光客ひいては一般国民が債権者と債務者を混同し、本来、債権者の「輪島朝市」の復興のために支援・寄付等されるはずであった資金・物資等が、債務者の手に渡ってしまうケースが強く懸念され(前記3(5)のとおり、現に、かかる事態は生じてしまっている。)、輪島朝市の復興が遠のくことになりかねない。

以上のとおり、後日、債権者が上記訴訟で勝訴したとしても、債権者において回復困難な損害が生じるおそれがあるから、本件の差止請求権を保全する高度の必要性が認められる。

## 第3 債権者に関する補足

### 1 債権者の当事者適格

債権者は、全46条からなる輪島市朝市組合定款(以下「定款」と

いう。甲29)、輪島朝市運営規約等に基づいて運営されている組合である。

定款には、第7条から第17条に組合員資格等に関する規定、第18条から第26条に役員等に関する規定、第28条から第36条に総会に関する規定、第29条から第42条に理事会に関する諸規定等が定められている。

また、組合長及び副組合長の選任手続及び職務内容(第20条)が定められ、総会の議決(第32条)及び理事会の議決(第39条)は過半数で決するとされている。さらに、総会の財産管理に関する権限が定められている(第35条)。

したがって、債権者は、団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものであり、いわゆる権利能力なき社团として当事者能力が認められる(最高裁判所昭和39年10月15日判決)。

## 2 組合長選任手続の適法性

(1) 上述のとおり、債務者が、債権者組合長を冨水とする組合長選任手続に瑕疵がある旨主張することが想定されるため、念のため、当該組合長選任手続の適法性について、以下述べる。

(2) 令和2年(2020年)9月17日に、前組合長であった申立外小林のもとで債権者の理事選挙が行われ、冨水を含む25名の理事が選出された。

その後に行われた組合長選任手続には冨水を含む3名の理事が組合長に立候補したため、同年12月8日に組合長である小林の下で組織された組合長選挙管理委員会によって組合長選挙が行われた。

この結果、有効投票数194票のうち112票を獲得した冨水が

組合長に選出され、選挙管理委員会委員長名で、その日のうちに債権者の各組合員に対し文書で報告され、これにより、冨水が債権者の組合長の資格を得て、以後、債権者の業務を執行してきた。

翌年令和3年(2021年)に行われた債権者通常総会で役員選挙結果が報告された際に、議長が誤って承認を保留するなどの発言をしたが、かかる発言は定款上意味をなさず、債権者組合長としての冨水の権限に何ら影響するものではない。

上記については、別件訴訟に関する御庁の中間判決でも明らかにされているところである(甲30)。

なお、債権者では令和4年(2022年)に任期満了に伴う役員改選が行われ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面投票によって冨水が債権者組合長に再任された。

(3) 以上の次第であり、債権者組合長を冨水とする組合長選任手続は適法である。

以 上

疎 明 方 法

証拠説明書記載の通り

添 付 書 類

1	甲号証	各 1 通
2	資格証明書	1 通
3	委任状	2 通

別紙

当事者目録

- 〒928-0001 石川県輪島市河井町1部115番地  
債権者 輪島市朝市組合  
同代表者組合長 富水長毅
- 〒920-0855 石川県金沢市武蔵町1-14-2F  
しばた未来法律事務所(送達場所)  
電話 076-213-5601  
FAX 076-213-5602  
債権者代理人弁護士 柴田未来
- 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目16番1号  
平河町森タワー11・12階  
のぞみ総合法律事務所  
電話 03-3265-3851  
FAX 03-3265-3860  
債権者代理人弁護士 市毛由美子  
同 曾田駿希
- 〒928-0001 石川県輪島市河井町1部27番地の1  
特定非営利活動法人輪島朝市  
理事 小林政則  
同 大友信秀

債務者標章目録

1



2



別紙

URL 目録

- 1 <https://www.wajima-asaichi.org/>
- 2 <https://www.wajima-asaichi.org/home>
- 3 <https://www.wajima-asaichi.org/kikin>
- 4 <https://www.wajima-asaichi.org/kikin/houkoku>
- 5 <https://www.wajima-asaichi.org/kikin/%E6%B4%BB%E5%8B%95%E5%A0%B1%E5%91%8A4%E6%9C%886%E6%9C%88>
- 6 <https://www.wajima-asaichi.org/volunteer>
- 7 <https://www.wajima-asaichi.org/bussi>
- 8 <https://www.wajima-asaichi.org/corporate>
- 9 <https://x.com/wajimanoasaichi>
- 10 <https://www.instagram.com/wajimanoasaichi/>
- 11 <https://www.facebook.com/wajimanoasaichi/>

別紙

ドメイン名目録

1 wajima-asaichi.org

以上

### ③仮処分申し立ての法的問題

#### 1) 申立人適格の問題

上記申立ては、輪島市朝市組合を債権者としており、その代表組合長を、冨水長毅と表示している。輪島市朝市組合は、令和6年1月1日に発生した大規模地震直後に発生した、輪島市河井町本町通りの火災により、事務所を失い、また、この火災により自宅兼店舗を失った小林政則元組合長のように、多くの組合員が避難所生活を余儀なくされる等の被害を受けた。このため、令和6年には、輪島市朝市組合の総会は一度も開催できない状態が続いており、また、理事会が開かれたとの通知等も一般組合員にはなされていない。

輪島市朝市組合は、年度初めの総会において、前年度の予算執行を報告し、当該年度の予算の承認を受けることとなっている。したがって、令和6年度については、予算が成立する余地がないため、本申立ては、組合としての意思決定とはまったく関係ないものであることが予想され、果たして、このような申立てが法的に認められるのか、裁判所の判断がまたれるところである。

また、組合そのものの問題とは別に、代表組合長と表示されている冨水長毅は、別訴において、令和3年度の総会の第3号議案の決議において、冨水長毅を含む当該年度の理事全員の新任承認が保留され、その後、適法手続きによる新任理事の承認が行われていないことに関し、理事の承認には、総会の決議は必要ではなく、当該議案は、議案ではなく、報告事項であったとの主張を行った。

これに対して、中間判決では、裁判所が報告事項であったとの冨水長毅の主張を認めたが、その後、理事会において、同議案が議決事項として協議されていたとの内部資料が発見され、冨水長毅の主張が事実と反していたことが明らかになった。

同議案が報告事項ではなく、決議事項であったとすれば、そこでなされた、新理事の承認保留は適法に成立しており、その後、一切これを治癒する手続きがとられていないことから、

現在まで、輪島市朝市には適法に選出された理事ならびに組合長は存在していなかったことになる。なお、輪島市朝市組合の定款では、総会の開催に、理事会の議決が必要と定められているため<sup>5</sup>、令和3年の総会以降、定款の定めに従った適法な総会招集は不可能な状態が続いていたことが明らかであり、したがって、現在、輪島市朝市組合には理事会が存在しないことになる。

このような状態で、代表組合長を名乗る者が存在していることは、これら過去の手続きと定款との関係でどのように説明できるのであろうか。この点についても、裁判所の判断がまたれるところである。

## 2) 不正競争行為該当性の問題

不正競争防止法2条1項1号は、「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」を不正競争行為と定める。また、同2号は、「自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為」を不正競争行為であるとする。このように、1号よりも2号のほうが表示及びその帰属先の認知度が高くなければならない。

認知度が2号に比較して低くとも成立する不正競争防止法2条1項1号に該当するためには、①当該表示が特定の「他人」に帰属していること、②その「他人の商品等表示」として「需要者の間に広く認識されている」こと、

---

5 定款第28条2項 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、組合長が招集する。

③その「他人の商品等表示」が示す「他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」があることが必要である。

この点、「輪島朝市」という名称が輪島市朝市組合という任意団体に帰属しているか、という点について考察すれば、令和6年1月1日の能登半島地震の後、マスコミが、上記に紹介した、本町通りを「輪島朝市」と表示していたところにも明らかなように、一般的に「輪島朝市」というのは、輪島で朝市を行っている場所を指し示す場合にも使用されており、需要者から見て、特定の団体がやっている営業を示すようには認識されていない。

また、輪島朝市に出店している者らは、独立採算で商品の販売を行っており、組合が販売に関わっているという実態はなく、組合が行ってきたのは、本町通りにおける出店場所の管理等に限られており、「輪島朝市」という名称管理を行おうとした形跡はほぼない。

本来、「輪島朝市」という地名と普通名称からなる名称を商品等表示として保護するためには、地域団体商標として特定の地域にいる関係者が出願資格を有する団体を形成して出願ならびに登録をしなければならない。輪島市朝市組合は、任意団体であり、そもそもそのような資格がなく、現在、組合長を名乗っている冨水長毅は、組合理事会から、地域団体商標設立のための法人設立の提案があった際、これに反対した者である。

なお、輪島市朝市組合に地域団体商標の出願資格がなく、このため、組合長と称する冨水長毅が同出願を輪島商工会議所に依頼した経緯については、すでに紹介した<sup>6</sup>。また、その後、地域団体商標として出願されたものが、通常の商標としての出願に変更されたことについても紹介した<sup>7</sup>。

---

6 大友信秀「地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇(1) — 輪島で今何が起きているのか? (1) —」金沢法学64巻2号55-74頁。なお、輪島商工会議所の出願代理人は、原田貴史、和田吉民、鬼澤正徳各弁理士。

7 大友信秀「地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇(2) — 輪島で今何が起きているのか? (1) —」金沢法学65巻2号19-23頁。なお、地域団体商標から通常の商標に出願が変更されたことについて、輪島市朝市組合組合員への公式の報告ないし連絡はまったくない。

このように、組合長と称する富水長毅は、その外形的行動を観察すれば、「輪島朝市」という名称の保護を地域に根差したのものとして、少なくとも輪島市朝市組合ないしその組合員を中心に主体的に管理しようとする意思があるようには見えない。

## (2) 矛盾する「輪島朝市」という名称使用に関する債権者代表と称する者の行動

### ①「輪島朝市を応援する会」

輪島市朝市組合の公式ホームページなるもの<sup>8</sup>には、義援金の送付先として、「輪島朝市を応援する会」の銀行口座が表示されている。被災当初は、本件申立債権者代理人である弁護士の個人口座が表示されていた。事務所が被災しても、銀行口座は利用可能なはずであり、わざわざ組合名義ではない口座に振り込みを行わせることのも目的も不明であるが、そのために、別団体を立ち上げ、同団体が輪島市朝市組合の公式ホームページであたかも一体であるかのように表示されていることについては、本件債権者の主張の矛盾点であると見るのが自然であろう。

### ②本件申立債権者代理人による「輪島朝市」を含む商標出願

「輪島朝市」を含む商標出願については、すでに紹介したように、非営利活動法人輪島朝市による地域団体商標の出願、輪島市商工会議所による通常の商標の出願がある。

令和6年の能登半島地震後、これらに加え、2件の出願が、本件申立代理人の一人である柴田未来弁護士によってなされた。一つは、「がんばろう！輪島朝市。」という商標<sup>9</sup>であり、募金等を指定役務とする36類を指定するも

---

8 <https://asaichi.info/>

9 商願2024-5194（令和6年1月22日出願。出願代理人：宮田誠心、宮田正道）。

のである。もう一つは、「輪島朝市Z」という商標<sup>10</sup>であり、主として人又は組織が提供するサービスを指定役務とする35類を指定している。

輪島市朝市組合の組合員を含む特定非営利組合輪島朝市には、名称使用差し止めを申立てながら、他方、組合員ではない債権者代理人が「輪島朝市」を独占することができる商標を出願中であることは、まったく放置しているということも、本申立ての債権者の行為としては矛盾しており、何を目的に申立てをしているのかその意図を申立て内容の通りに受け止めることを困難にしている。

(未完)

---

10 商願2024-22308 (令和6年3月5日出願。出願代理人：宮田誠心、宮田正道)。